

内閣参質一八〇第九七号

平成二十四年五月十一日

内閣総理大臣 野田 佳彦

参議院議長 平田 健二殿

参議院議員若林健太君提出A I J投資顧問による企業年金資金消失問題における名義貸しの実態に関する  
質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員若林健太君提出A I J投資顧問による企業年金資金消失問題における名義貸しの実態に関する質問に対する答弁書

御指摘の「浅川氏は、投資一任業の認可を取得済みだった米保険会社「シグナ・コーポレーション」傘下の日本法人「シグナ・インターナショナル・インベストメント・アドバイザーズ」の名義でケイマンの私募投信を使って受託資金を運用していた」との事実関係については、関係する文書の保存期間が満了し保存されていがないため、確認できない。

したがって、「このような無認可の下での事業展開について、認可業者が営業活動に全く関与せずに顧客と投資一任契約を締結していた場合、当時の投資顧問業法（現金融商品取引法）で禁止する名義貸しに該当すると考えるが、政府の見解を示されたい。」との仮定の御質問については、お答えを差し控えたい。

